

「企業立地に係る雇用促進奨励金」交付制度の概要

1事業者について従業員1人あたり10万円、上限300万円を1回に限り交付

対象となる事業所の要件

新設、移設の場合

敷地面積： 3,000平方メートル以上
延床面積： 1,500平方メートル以上

敷地拡張を伴う増設の場合

拡張した部分の敷地面積： 1,500平方メートル以上
増加した部分の延床面積： 750平方メートル以上

共通要件

- ・公害を発生させるおそれがないこと
- ・町税の滞納がないこと
- ・新設等を行った事業所において常時雇用する従業員の数が10人以上であること
- ・日本標準産業分類に掲げる産業のうち、下記の産業に属する事業を行うもの
 - 大分類E—製造業
 - 大分類G—情報通信業
 - 大分類H—運輸業、郵便業
 - 大分類I—卸売業、小売業
 - 大分類L—学術研究、専門・技術サービス業
 - 大分類R—サービス業(他に分類されないもの)
(自動車整備業、機械等修理業及びその他の事業サービス業に掲げるコールセンター業に限る。)

対象となる従業員の要件

- ・常時雇用する従業員
- ・町内に住所を有するもの
- ・事業所における事業開始の日前6月から事業開始の日後6月までの間に新規に雇用された従業員が、事業開始の日から1年を経過した日において、引き続き町内に住所を有し、かつ、継続して雇用されている場合

奨励金交付までの流れ

